

アフリカ進出の法務

——南アフリカ、ケニア——

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 角田 太郎

弁護士 大河内 亮



筆者らは、日系企業から新興国の進出に関する相談を日々受けているが、そのなかで、近年はアフリカに関する問い合わせが増えていると感じている。本稿では、アフリカ諸国の中でも、とりわけ注目度が高いと思われる南アフリカとケニアを取り上げ、アフリカ進出の際の法務を概観したい。

1. 南アフリカ

(1) 概観

南アフリカ共和国（南アフリカ）は、122万km²の国土と5000万人を優に超える人口を有している。アパルトヘイト政策が1991年に廃止され、内政が安定し国際社会に復帰してからは、新興経済国の一員として注目を集めるようになり、現在ではアフリカ経済をけん引する存在となっている。日本企業による南アフリカへの進出は、従来は鉱物資源と自動車関連分野が中心であったが、近年では通信サービスや消費市場への進出案件もみられ、進出分野は広がりを見せている。南アフリカにおける主要産業分野の中では、金融や不動産業も高い比率を占めており、今後はこれらの分野を含むさまざまな分野への日本企業の進出が期待される。また南アフリカはアフリカ投資の玄関口として、アフリカ大陸のほかの国々への進出に際しての足掛かりともなる国である。

(2) 法体系

南アフリカは、大陸法と英国系コモンローを組み合わせた法体系をとっており、特に商法、会社法、契約法については英国法の影響が強くみられる。また、三権分立と司法の独立が確保されている。

(3) 外資規制と為替管理

外国からの投資はあらゆる経済分野において奨励されており、一般に投資制限もほとんどないが、一定の分野においては、外資規制業種が存在する（たとえば、

銀行や保険などの金融業、鉱業会社の支配権の異動や試掘権の取得など）。ただし、合弁会社を設立する場合、外資出資割合についての特段の規制は存在しない。また、南アフリカにおいては、外国企業による土地所有は禁じられていない。為替管理については、近年、大きく緩和されており、資本およびその収益は（配当金、利息、ロイヤルティーおよび手数料のかたちで）本国に送金可能であり、為替管理は外国投資家にとって重要な問題ではなくなっている。

(4) 会社法制

上記のとおり、南アフリカは英国系コモンローの伝統も受け継いでいるものの、ビジネスや会社に関する規制は、種々の法律によって明文化されている。南アフリカにおける会社の運営やコーポレート・ガバナンスに関する法律としては、会社法、金融市場法のほか、コーポレート・ガバナンスの統合報告書に関するキング委員会報告書、キングガバナンス規範などがある（南アフリカの上場企業は、いわゆるcomply or explainの原則により、統合報告書を作成するか、作成をしない場合はその理由の公表が義務付けられている）。南アフリカの会社形態は、第一に営利会社と非営利会社とに分類される。非営利会社は、公共の利益のための会社および文化的社会的活動または地域もしくは集団の利益を目的とする会社であり、会社法上認められている範囲を超えて設立者、役員などに利益を分配することができない会社である。営利会社は、さらに国有会社、非公開会社、個人責任会社、公開会社の4種類に分類される。南アフリカに進出する外国企業は、株式をJSE（ヨハネスブルグ証券取引所）に上場させる場合を除いては、通常、非公開会社を選択することが多い。非公開会社は、設立のためのコストが安く、会社組織がシンプルであり、株式資本の上限・下限について特段の制限がないため柔軟な運用が可能である。非公開会社であれば、株主1名と取締役1名で設立できるとともに、当該取締役は南アフリカの

居住者であることも要求されない。ただし、従業員数、年間売上高、第三者に対する債務額、株主数などについて一定の基準値以上となる場合には、財務書類の監査が必要となる。

(5) 競争法

南アフリカの競争法においては、水平的関係にある事業者間の競争制約的な行為（カルテル、市場分割、談合など）や垂直的関係にある事業者間の競争制約的な行為（再販売価格維持など）が規制されている。また、市場において支配的地位を有する事業者による支配的地位の濫用も禁止されており、市場参入を不当に妨害する行為、市場から事業者を不当に排除する効果を有する行為、一方的な契約条件を強制する行為（抱き合わせ販売）などの行為も規制されている。また、一定の規模の企業結合（株式の取得を含む）は、競争委員会に届出をしなければならないが、南アフリカにおける企業結合審査においては、競争に対する影響のみならず、公共の利益に対する影響（具体的には、特定の産業分野または地域、雇用、歴史的に差別されてきた者により支配または所有されている小規模企業の競争力、および国内産業の海外市場での競争力への影響を考慮して判断される）も考慮される点に特色がある。

(6) 黒人等権利拡大政策（BEE政策）

南アフリカに進出する企業が直面する南アフリカ特有の問題として、黒人等権利拡大政策（BEE / Black Economic Empowerment政策）がある。アパルトヘイト廃止後も人種間に経済的格差が残存したことから、被差別人種を優遇して取り扱い、実質的な平等を実現するために導入されたアフーマティブ・アクションの一種である。BEE政策を実現するための主要な法律は、BBBEE法であり、BBBEE法に基づき定められた運用基準がさらに具体的な内容を定めている。また、産業分野ごとの個別の基準（金融、運輸、農業、林業、旅行、建設業など）も設定されている。

BEE政策は、黒人などの経済参加を促進する政策であり、直接には政府、国営企業などの公共の団体に適用される。民間企業は、南アフリカ政府から一定の許認可を得なければならない場合を除いて、BEE政策に法的に拘束されることはなく、従わなかったからといって何らかの制裁が科されるということはない。他方、政府機関および国有機関は、BBBEE法により、民間企業に物やサービスを提供する場合、許認可などを与える場合、そして民間セクターとの間で協力関係を締結する場合には、当該民間企業のBEEスコア（具

体的な配点基準は、通商産業大臣が定めるCodes of Good Practiceに定められている）を考慮しなければならないとされている。そのため、たとえば、政府に対して商品を販売する事業を営む場合や、事業を行うために許認可などを要する場合（運営する事業が、電気通信事業、放送事業、鉱業、銀行業、運輸業などである場合）には、BEEスコアを高めようとするインセンティブが働く。また、政府や公共団体と取引する機会の多い大企業が自身のBEEスコアを高めるために、サプライヤーに対して一定のBEEスコアを有していることを選定の条件とする例も増加している。そのため、BEE政策の推進を怠っている場合には、政府機関や国有企業、民間セクターとの間の日常的な事業に支障が生じることから、実務的な観点からは、南アフリカで事業を行うことを検討しているすべての会社は、BEE政策を考慮した対応を行うことを余儀なくされているといつてよいと思われる。

2. ケニア

(1) 概観

ケニア（首都：ナイロビ）の人口は、約5000万人である。アフリカ全土では12億を超える人口が存在するが、アフリカ地域は50を超える国から構成され、人口規模が小さい国も少なくない。ケニアはそのなかでは、人口規模が大きく、東アフリカ共同体に属する国の中では2番目の人口を有している。東アフリカ共同体には、ケニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジ、南スーダン、タンザニアが加盟しており、このなかでいちばん人口が多い国はタンザニア（約5500万人）である。ケニアは若年齢層も多い。

ケニアの実質GDP成長率は5%から6%程度を維持すると見込まれている。

また、ケニアの国語はスワヒリ語であるが、公用語はスワヒリ語と英語とされており、英語を使用する人口も多い。

このように経済発展の基盤を有し、かつ英語でのコミュニケーションが可能な労働者が多数存在するため、外国企業にとっては比較的投資しやすい環境が存在しているといえる。

日本とケニアの関係については、2016年8月28日、両国が投資協定を締結している（17年9月14日に効力発生）ことが注目されよう。この投資協定は、日本とケニアの間の投資活動や経済活動を促進しようとするものであり、投資についての内国民待遇や最恵国待遇などを定めている。



キリンと角田弁護士
2018年2月、ナイロビ（ケニア）のGiraffe Centerにて

(2) 法体系

ケニアは、いわゆるコモンローの法体系を英国から継受する国である。日本は、民法において大陸法系の法体系を採用しているため、コモンローをベースとしたケニアの法体系においては日本にはなじみの少ない法概念も多く存在する。一方で、コモンローの国（米国、英国のほか、旧英国支配下の国など）の法体系を理解する者には、比較的理解しやすい。また、日本法も多くの分野で英国法の法制度を採用しているため、そのような分野（近代的な会社法制度や刑事訴訟手続きなど）については理解しやすい。

(3) 国の機関

国の立法機関は、上院・下院からなる国会である。ケニアは単一国家である。もっとも、2010年8月に採択された憲法をもって、一定の権限がカウンティに委譲されており、法律には国法のほか、カウンティ法が

存在する。国会も、下院は有権者全般を代表するものとされているが、下院はカウンティを代表するものとされている。行政機関は、大統領、副大統領、閣僚から構成され、大統領が国家元首である。司法機関としては、上位裁判所として最高裁判所、控訴裁判所、高等裁判所、環境・土地裁判所および雇用・労働関係裁判所が、下位裁判所として治安判事裁判所、イスラム裁判所、軍事裁判所などが設けられている。

(4) 外国からの投資に対する制限

外国人・外国企業によるケニアに対する投資について、原則として許認可などは必要とされていない。ただし、特定の業種や分野における外国人または外国企業の株式保有や出資は制限されている。そのような制限がある業種・分野には、主なものとして、金融業、保険業、通信業、放送業、海運業、建設業、鉱業、警備業、エンジニアリング業などがある。これらの業種においては、外資による出資比率が制限されているために、現地企業の参画が必要となり、合弁会社としての運営が必須となる場合がある。また、取締役会にケニア国籍者を含めなければならない場合もある。たとえば、保険業においては、出資比率に関する規制と取締役会などの構成に関する規制の両方が存在する。

ケニアにおいては1995年に為替管理法が廃止されており、これ以降、ケニアには為替管理法が存在していない。外国為替取引は、ケニア中央銀行（Central Bank of Kenya (CBK)）から許可を得たケニアの銀行など（authorized dealer）を通じて行われる。CBKは、財務大臣と協議のうえ、ケニア政府が国際条約における義務を履行できるよう、送金を制限することができる。ただし、これまでに実際にこの権限が行使されたことはないようである。

(5) 会社法

会社法は、株主の有限責任を原則とする会社を主な企業運営主体として想定しており、日系企業にもなじみやすいものといえる。株式譲渡制限を主たる要素として、非公開会社（いわゆる閉鎖会社）と公開会社に分けられるところも日本におけると同様である。非公開会社は、有限責任の原則が適用され、また、コーポレート・ガバナンスに関する規制がほかと比較して少ないという利点があり、外国企業が選択する最も一般的な事業体である。

もっとも、日本の会社法には存在しない制度も存在する。特徴的な役職として、ケニアの会社においては会社秘書役が存在する。会社秘書役は、コモンローの

<p>非公開会社 (Private Company)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社の定款において、株式譲渡の制限、株主の人数を50名までに制限、または株式・社債の公募を禁じることを定めている ● 保証による有限責任会社でない会社 ● 設立証明書 (certificate of incorporation) において非公開会社であるとされている
<p>公開会社 (Public Company)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社の定款において、株式譲渡を制限しておらず、株式・社債の公募を禁じていない ● 保証による有限責任会社でない会社 ● 設立証明書において公開会社であるとされている

国ではよくみられる役職であり、主に会社における法務的な機能を担当するものである。公開会社の場合には最低1名の秘書役を設置する必要があり、非公開会社であっても、払込資本 (paid up capital) が500万ケニア・シリング以上ある場合には秘書役を設置する必要がある。秘書役は、ケニア公認秘書役法のもとで資格を付与された者である必要があるため、設置義務

がある場合には、有資格者を確保する必要がある。

また、会社法はその規則によってモデル定款を定めており、会社の定款の内容は、これを明示的に排除しない限り、会社法規則によって定められるモデル定款に従うものとされているところ、会社の運営に関する重要な点がモデル定款に委ねられていることも多いため、留意が必要である。たとえば、株主総会の定足数や取締役会の定足数や決議要件は、モデル定款に規定がある。

一定の規制業種 (銀行や保険会社など) を除き、非公開会社に対する最低資本要件などの規制はなく、また、公開上場会社 (public listed company) の場合、675万ケニア・シリングの最低授権資本を有する必要があるが、上場会社に対する要件としてはきわめて少額であり、この点が問題となることはないといってよい。

3. まとめ

日本企業の新興国進出は、今後ますます増え、特に最後の巨大市場・資本主義のフロンティアとも呼ばれる、アフリカ大陸の重要性はより一層高まるものと思われる。本稿では紙面の関係上、すべてを書き尽くすことはできなかったが、アフリカ大陸の中でも特に日本企業にとって重要と思われる南アフリカとケニアについて、読者の方々に興味をもっていただくきっかけになれば幸いである。



2018年2月、ナイロビ (ケニア) 市街にて